

花巻市電子入札心得

令和3年3月10日財務部長決裁

(目的)

第1 この心得は、花巻市が花巻市電子入札システム（以下「システム」という。）を利用して行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の入札手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）その他の関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、花巻市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(システムの利用資格等)

第4 システムを利用できる者は、市の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2 代表者及び受任者並びに代理人は、電子署名法に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、システム利用開始前に、システムにてICカードの利用者登録をしなければならない。

(入札書等)

第5 入札参加者は、定められた期間内に、入札書をシステムにより提出しなければならない。

ただし、工事に係る入札にあつては、工事費内訳書及び入札参加資格に関する書面（提出を求められた場合に限る。）を入札書に添付して、システムにより提出する。

2 入札書に記載する金額は、消費税相当額を除いた金額を記載するものとする。

3 入札書等を提出した場合は、提出した入札書等が受け付けられたことを確認すること。

(指名競争入札の辞退)

第6 指名を受けた者は、入札書等を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。

3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムのサーバーに到着していない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として当該入札参加者が以後の指名等について不利益な

取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8 花巻市がやむを得ない事由により入札の続行を困難と認めた場合は、従来の紙による入札方式に変更することがある。その際には、本心得は適用せず、花巻市競争入札心得等に基づいて入札を行うこととする。

2 入札参加者が第2及び第3の規定に抵触したおそれがあるとき等、市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、若しくは保留し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止するものとする。

3 前項の規定により市が調査を行うとき、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

4 入札の執行に際して、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止とすることがある。

(開札)

第9 開札は、市が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。ただし、調査を行う場合等、必要があると認める場合は公表しないことがある。

(入札の無効)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は入力が必要な項目若しくは記述を入力した事項を含む入札

(3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

(4) 開札時において文字、数字等が判読できない入札

(5) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(8) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札

(9) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札

(10) システム及びICカードの不正使用により行った入札

(11) 工事費内訳書等必要とする書類を添付しない入札

(12) 入札書に記載された金額と工事費内訳書の内容が一致しない入札

(13) 虚偽の申請その他入札に関する条件に違反した入札を行った者がした入札

(再度入札)

第11 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札の手続に移るものとする。

2 入札を辞退した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

3 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を終了する。

(落札者等の決定)

第12 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者がシステムの入札書画面に入力したくじ番号に従い、電子くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

3 条件付一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で、最低かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者は、入札参加資格に関し必要な書類を、指定した日時までに提出することとする。また、事後審査において入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とする。

(契約書等の提出)

第13 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者の権利を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第14 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(契約締結の留意事項)

第15 落札者の決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決）までの間に落札者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。）が、いずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

(1) 市営建設工事等に係る指名競争入札における指名停止措置要綱に基づき、花巻市から指名停止を受けた場合

(2) 物品購入等指名競争入札における指名停止措置要綱に基づき、花巻市から指名停止を受けた場合

(3) 令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合

(4) 入札公告等に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

(5) 法令等違反が明らかになり、市長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合

(その他)

第16 この心得に定めるもののほか、入札の手続については、花巻市の指示に従わなければならない。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月9日財務部長決裁）

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日財務部長決裁）

この心得は、令和6年3月15日から施行する。